

# ○三木市ポイ捨て等の防止に関する条例施行規則

平成20年3月31日  
規則第6号

## (趣旨)

第1条 この規則は、三木市ポイ捨て等の防止に関する条例(平成20年三木市条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (勧告及び命令)

第2条 条例第14条の規定による勧告は、勧告書(様式第1号)により行うものとし、同条の規定による命令は、命令書(様式第2号)により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、口頭により勧告又は命令を行うことができる。

## (身分証明書)

第3条 条例第14条の規定による勧告又は命令を行う職員は、身分証明書(様式第3号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

## (補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月26日規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

記 号 番 号  
年 月 日

住所

氏名

様

三木市長

印

勧 告 書

あなたは、三木市ポイ捨て等の防止に関する条例第　　条第　項の規定に違反する行為を行ったので、同条例第14条の規定に基づき、次のとおり勧告します。

違反行為	日 時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
	場 所	三木市
	内 容	
勧告事項		
履行期限	年 月 日まで	

様式第2号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

記 号 番 号  
年 月 日

住所

氏名

様

三木市長

印

命 令 書

あなたは、三木市ポイ捨て等の防止に関する条例第 条第 項の規定に違反する行為を行ったので、同条例第14条の規定に基づき、次のとおり命令します。

違反行為	日 時	年 月 日 午前・午後	時 分頃	
	場 所	三木市		
	内 容			
勧告書番号	年 月 日付け	第	号	
命令事項				
履行期限	年 月 日まで			
(教示) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三木市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、三木市(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。				

様式第3号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

(表)

三木市ポイ捨て等の防止に関する条例施行規則第3  
条の規定による身分証明書

氏名

生年月日

年　　月　　日

写真

三木市長

印

(裏)

一注 意 事 項一

- 1 この証明書は、常に携帯すること。
- 2 この証明書は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書を紛失又は著しく汚損したときは、直ちに届け出て再交付を受けること。
- 4 三木市ポイ捨て等の防止に関する条例第14条の規定による勧告又は命令を行う職員でなくなったときは、この証明書を直ちに返還すること。
- 5 この証明書の有効期限は、交付の日から3年とする。